

第1章 税制改正

1 令和8年度から適用される税制改正の主な内容

個人市民税・県民税

(1) 給与所得控除額の引上げについて

給与所得控除額は給与収入金額に応じて計算される控除であり、物価上昇にあわせて賃金が増えれば控除額も増加しますが、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は変わりません。物価上昇への対応とともに、就業調整への影響を緩和する観点から、所得税及び個人住民税における給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。

①対象者について

給与収入金額が190万円以下の方

※給与収入金額が190万円を超える方の給与所得控除額に変更はありません。

②控除額について

改正前

給与収入金額	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円

改正後

給与収入金額	給与所得控除額
162万5千円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	
180万円超 190万円以下	
190万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円

※収入金額が660万円未満の場合は、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五の表により給与所得金額を求めます。

(2) 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げについて

給与所得控除の最低保障額の引上げ等に伴い、それらの控除額等を踏まえて設定されていた以下の扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額についても、それぞれ10万円引上げられました。

- ・配偶者及び扶養親族の合計所得金額
- ・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等
- ・雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等
- ・勤労学生の合計所得金額
- ・家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額

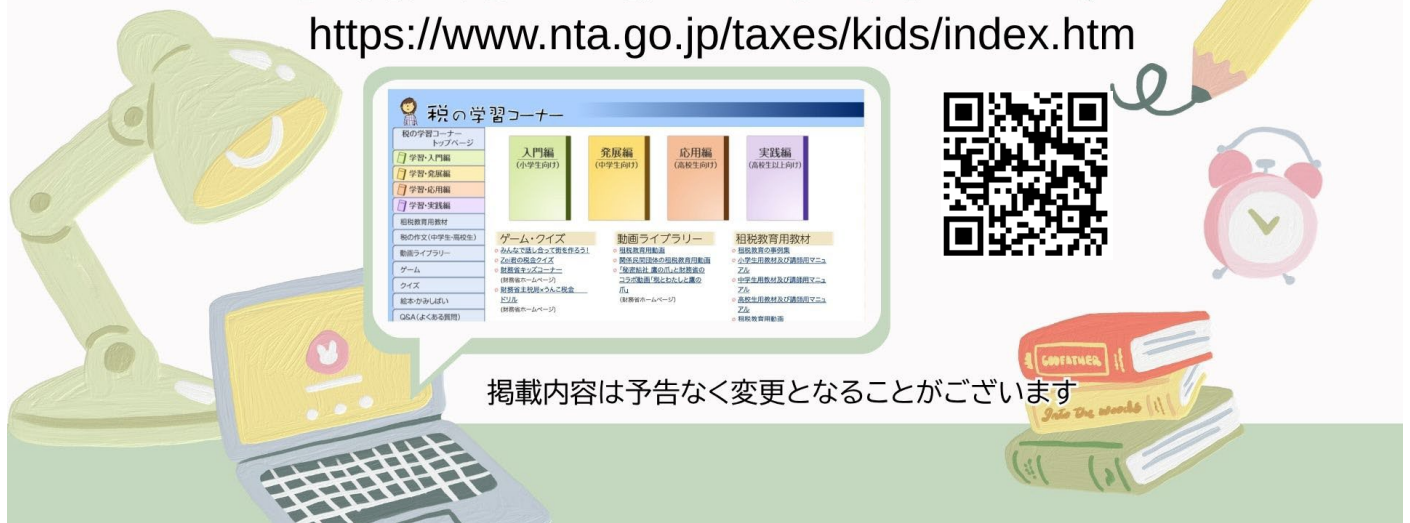
	改正前	改正後
配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

<コラム> (国税庁) 税の学習コーナー

税金のことについて楽しく学べる

国税庁 税の学習コーナー

<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>



掲載内容は予告なく変更となることがございます

国税庁が、小学生向け、中学生向け、高校生向け、高校生以上向けの教材をはじめ、各種動画や、ゲーム・クイズを掲載し、わかりやすく税を解説しているページです。ぜひご覧ください。

<memo>

2 令和8年度税制改正の概要（地方税関係）

令和8年度税制改正のうち、市税に関する主な概要は次のとおりです。

1 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、74万円（現行65万円）に引き上げることとされました。

※令和9年度分以後の個人住民税に適用

（ただし、引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）

(2) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、62万円（現行58万円）に引き上げることとされました。

※令和9年度分以後の個人住民税に適用

(3) ひとり親控除の控除額の見直し

ひとり親控除の控除額について、33万円（現行30万円）に引き上げることとされました。

※令和10年度分以後の個人住民税に適用

2 軽自動車税

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

軽自動車税環境性能割について、令和8年3月31日をもって廃止することとされました。

(2) グリーン化特例の延長

電気自動車等を取得した場合の軽課措置（グリーン化特例）について、「令和10年度取得分まで」に延長されます。税率の詳細は38ページをご覧ください。

3 固定資産税

■ 固定資産税の免税点の見直し

家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点について、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋：30万円（現行20万円）・償却資産：180万円（現行150万円）に引き上げることとされました（土地については、30万円を据え置き）。

※令和9年度以後の年度分の固定資産税に適用

令和8年度税制改正の詳細については、
総務省のウェブページをご覧ください。

総務省 税制改正

検索

